

令和4年度奈良女子大学国際学術交流奨励事業募集要項

1. 趣旨・目的

本事業は、奈良女子大学研究科（以下「研究科」という。）に在学する正規学生が、海外で開催される国際学会等に参加し自ら研究発表する場合において必要となる経費の一部を支援することにより、学生の国際的な研究活動の促進を図ることを目的とする。

2. 支援内容

本学最寄りの国際空港から国際学会等開催地の最寄りの国際空港までの最も経済的な経路による低廉な航空運賃（ディスカウントチケットや割引運賃）＜空港施設使用料、空港税、航空保険料、燃油サーチャージを含む＞及び本学から最寄りの国際空港までの国内旅費を支給する。

3. 対象となる国際学会等の要件

海外で開催される国際学会、シンポジウム、セミナー、研究集会のうち、次の要件を満たすもの。

- 一 国際的に評価の高いもの。
- 二 特定の主題について、研究発表、討論等を行うことを目的とするもの。
- 三 多数の国からの参加があるもの。

4. 応募資格者

研究科に在学する正規学生で、指導教員の推薦を受け、海外の国際学会等において自ら研究発表、討論等を行う者とする。なお、応募にあたっては、以下のことに留意すること。

- 一 応募は、募集年度ごとに、申請者1人につき1件とする。
- 二 過去に採択された場合でも、応募は妨げない。ただし、原則として、過去に採択されていない者を優先する。
- 三 当該学会等への参加にあたり、学内若しくは他機関の同類の支援経費等との重複受給は認めない。

5. 支援予定者数

若干名

6. 募集対象

令和4年5月1日～令和5年3月31日の間に海外で開催の国際学会等での発表とする。ただし、本邦出国日は令和4年5月1日以降、帰国日は令和5年3月31日を限度とする。

7. 申請受付期間

	国際学会等の開催時期	申請受付期間
第一期 募 集	令和4年5月1日～ 令和4年7月31日	令和4年3月4日（金）～ 令和4年3月28日（月） <u>17:00</u>

	国際学会等の開催時期	申請受付期間
第二期 募 集	令和 4 年 8 月 1 日～ 令和 4 年 11 月 30 日	令和 4 年 4 月 1 日（金）～ 令和 4 年 5 月 27 日（金） <u>17:00</u>
第三期 募 集	令和 4 年 12 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 (注: 帰国日は 3 月 31 日を限度とする。)	令和 4 年 7 月 1 日（金）～ 令和 4 年 10 月 7 日（金） <u>17:00</u>

注 1 第一期募集は、令和 4 年 5 月 1 日以降に本邦を出国するものを対象とします。

注 2 第三期募集は、令和 5 年 3 月 31 日までに本邦に帰国するものを対象とします。

注 3 年度内で開催時期が二つの受付期間にまたがる場合は、開催初日が含まれる受付期間に申請してください。例えば、7 月 31 日から 8 月 5 日に開催される場合は、第二期募集ではなく、第一期募集に申請してください。

8. 申請手続き

支援を希望する学生は、奈良女子大学国際学術交流奨励事業申請書（様式 1）及び次に掲げる書類を取りまとめ、国際交流センター長に提出すること。なお、募集要項、申請書（様式 1）は、国際交流センターホームページからダウンロードすること（国際交流センター、国際課においても直接交付）。

- ① 出席を予定している国際学会等での発表論文の要約（アブストラクト）
- ② 出席を予定している国際学会等のプログラム、国際学会等の概要、募集要項（申請時に正式なプログラムが確定していない場合は、大まかな流れが分かるもので代用可とする。）
- ③ 申請者の発表の確認が可能な書類（学会事務局等との通信メール等。但し、発表の確認が得られていない場合は、募集要項 13. その他 ④ の定めに従う。）
- ④ 航空賃の概算額とその根拠を示すもの（採択者には、別途旅行会社の発行する見積書等金額が判るものの提出を求める。）
- ⑤ 前年度在籍していた課程における成績証明書（履修年度のわかるもの）
- ⑥ その他国際交流センター長が定めるもの

9. 申請書類提出先

国際課国際交流係（内線 3 7 4 7）

10. 選考及び結果の通知

選考は、国際交流センター運営委員会において行う。また、選考の結果については、国際交流センター長から申請者、指導教員及び研究科長に通知する。なお、第一期は令和 4 年 3 月末日頃を、第二期については令和 4 年 6 月下旬を、第三期については令和 4 年 11 月上旬を予定。

11. 指導教員の推薦

指導教員は推薦にあたり、一学会等につき一名の学生を推薦するものとする。

12. 報告書の提出等

本事業の支援を受け国際学会等に参加した者は、帰国後速やかに奈良女子大学国際学術交流奨励事業報告書（様式2）を指導教員の確認を経て、国際交流センター長に提出するものとする。なお、当該報告の内容について、冊子や大学ホームページ等で公開する。また別途本学の広報誌等への執筆を依頼する。

13. その他

- ①国際交流センターは渡航期間中等に発生した傷害、疾病等についての責任を負わない。事故等により傷病等の治療を要することとなった場合の費用等は申請者本人の負担となる。したがって、別途海外旅行傷害保険に加入すること。
- ②会議開催期間前後に行う付加用務は認めない。
- ③申請書提出後の差し替えや訂正は申請受付期間中を除き認めない。
- ④申請時点で発表の確認が得られていない場合は、発表を申請していることが判る書類を提出すること。また、本申請の書類提出締切日が学会の定める発表申請日より早い場合は、それを証明する書類を提出すること。これらの場合の採択は仮採択とする。仮採択の学生は、渡航手続き開始時までに発表が確認できる書類を国際交流センターに提出すること。提出が無い場合、採択が取り消される。
- ⑤採択後、申請内容に虚偽が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に支給された経費の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとる。

問い合わせ先：国際交流センター又は国際課

電話 0742-20-3736（国際交流センター）
3747（国際課）

FAX 0742-20-3309

E-mail iec@cc.nara-wu.ac.jp